

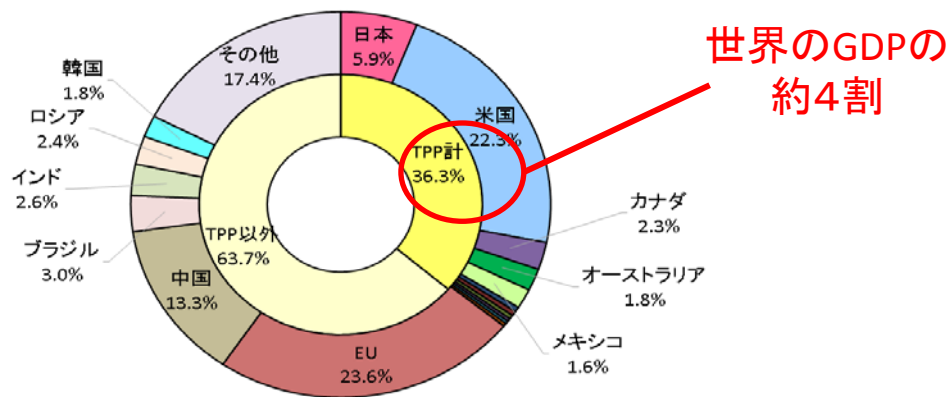
TPPについて

平成28年2月
経済産業省

TPP協定の意義

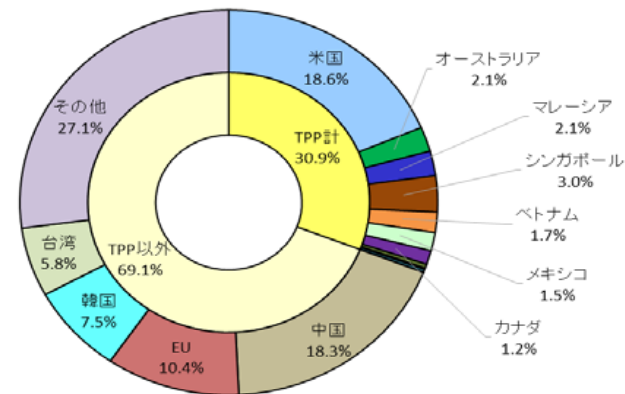
- TPP交渉参加12か国の経済規模は、世界の約4割。
日本、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド
- 幅広い分野で21世紀型のルールを構築するもの。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

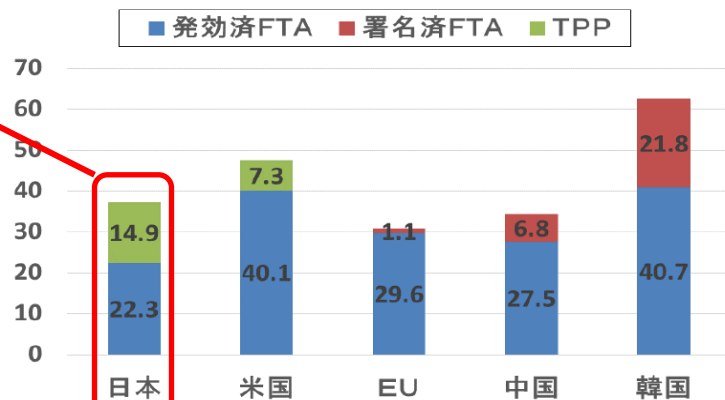
日本の輸出に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



出典: JETRO地域別貿易概況より作成

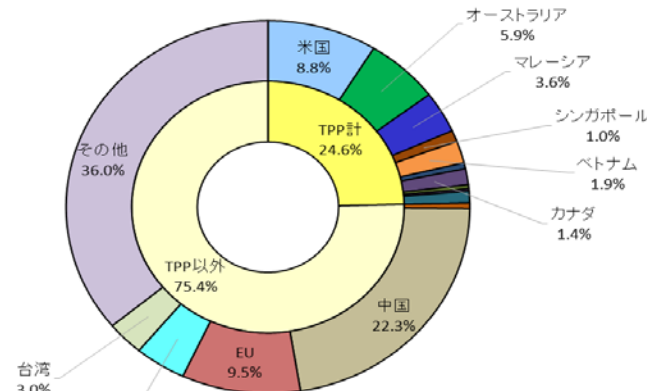
TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見直し

TPPにより
貿易の
約4割を
カバー



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

日本の輸入に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



出典: JETRO地域別貿易概況より作成

TPP交渉の経緯

2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を发出
- 3月 **安倍総理「交渉参加」表明**
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:パリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年

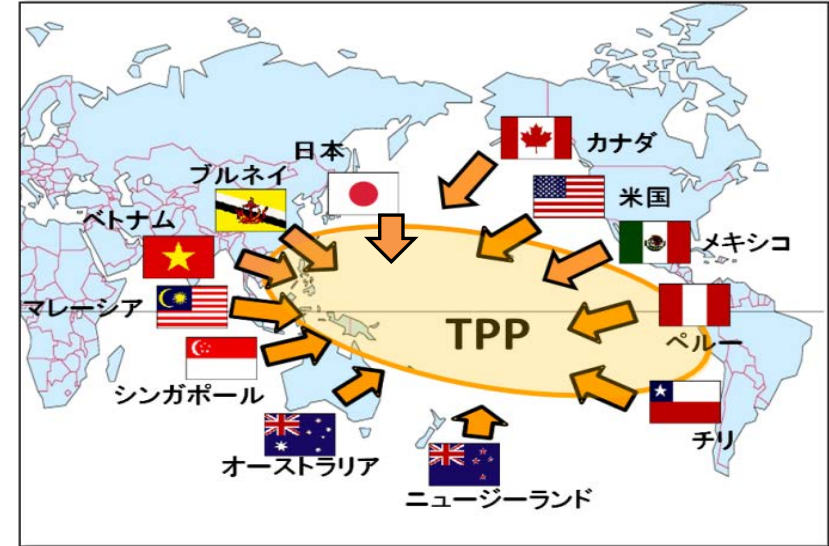
- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)、TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)、日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)、日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、**大筋合意**

2016年

- 2月 TPP閣僚会合(於:オークランド)、**署名式**



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

関税分野の合意の概要

TPP交渉参加各国の関税撤廃率(全品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考)日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

※NZ、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

関税分野の合意の概要

- 工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- 輸出額で見ても、99.9%を達成。(即時撤廃の割合は76.6%)

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%
- ◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

関税分野の合意の概要

(1) 各国への市場アクセス

① 米国

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 自動車部品(現行税率主に2.5%)については、8割以上の即時撤廃で合意。米韓FTAを上回る水準。
〈即時撤廃率〉日米(TPP) — 品目数:87.4%、輸出額:81.3%
米韓FTA — 品目数:83.0%、輸出額:77.5%
- 乗用車(現行税率2.5%)については、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。(TPP全体における、最長の関税撤廃期間は30年目)
- 家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。
(例)家電:ビデオカメラ(現行税率:2.1%)を即時撤廃。
化学:プラスチック製品(現行税率2.1%~6.5%)を即時撤廃。
- 繊維・陶磁器等、地方中小企業に関連する品目についても関税撤廃を実現。
(例)陶磁器:対米輸出額の75%を即時撤廃。
今治タオル:米国の現行税率9.1%を5年目に撤廃。

② カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車(現行税率6.1%)については、5年目撤廃を実現。カナダ・EUFTAの8年目撤廃を上回る水準。
- 自動車部品(現行税率:主に6.0%)については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
〈即時撤廃率〉日加(TPP) — 品目数:95.4%、貿易額:87.5%
加韓FTA — 品目数:72.2%、貿易額:59.1%
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

関税分野の合意の概要

③ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

④豪州(日豪EPA:2015年1月15日発効)

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA(82.6%)を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック(現行税率5.0%)の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA(輸出額の75%が即時撤廃)を上回る水準。

⑤ベトナム(日越EPA:2009年10月1日発効)

- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現(70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず)。

(2) 我が国への市場アクセス

我が国への市場アクセス

- 我が国の参加11か国からの工業製品輸入額の100%についての関税が撤廃される。(うち、即時撤廃の割合は99%)
- 皮革・履物(現行税率最高30%)について、11年目撤廃または16年目撤廃等。
- 繊維・繊維製品(現行税率1.9%~14.2%)については、ほぼ即時撤廃。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

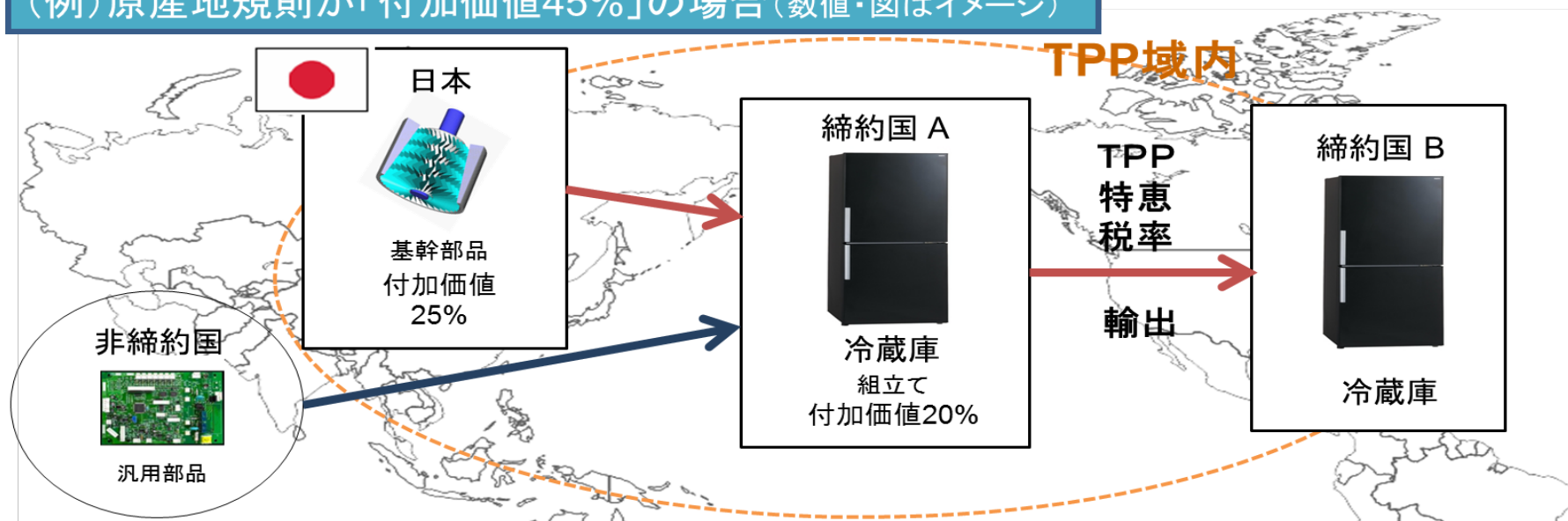
1. 原産地規則の統一

- TPP特恵税率の適用が可能な12カ国内の**原産地規則の統一**(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する**完全累積制度**を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

自動車の原産地規則の合意の概要

- 自動車の原産地規則については、我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。

①完成車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。
- また、その場合における特定の部品7品目※¹については、協定上明記された加工工程※²のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。
 - ※¹強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(トラック等用のもの)、バンパー(部分品は含まない)、車体の部分品、車軸。
 - ※²射出成形、鍛造、金属成形、等

②自動車部品の原産地規則

- 自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%～55%。
- また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を越える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。

サービス・投資分野の合意の概要

- 原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。
- 投資家と国との間の紛争の解決 (ISDS) のための手続も規定。

個別の具体的成果の例

我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

①ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト (Economic Needs Test)」*を廃止。

※出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

②マレーシア

小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止→出資上限 30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上。

知的財産分野の合意の概要

特許

- **特許期間延長制度**(出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度)の導入の義務付け。
- **新規性喪失の例外規定**(特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定)の導入を義務付け。

商標

- **商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。**

知的財産権保護の権利行使

- **営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用に対する刑事罰義務化。**

政府調達分野／中小企業分野の合意の概要

政府調達分野

- 特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。

- 公開入札を原則とすること
- 入札における内国民待遇及び無差別原則
- 調達の過程の公正性及び公平性
- 適用範囲のさらなる拡大(地方政府を含む)に関する交渉

※マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定(GPA)を締結しておらず、日本との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の規定は置かれていない。これらの3か国との間では、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。

中小企業分野

- 各締約国はTPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること
- 小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること
等を規定。

総合的なTPP関連政策大綱

総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

<TPPの活用促進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

<TPPを通じた「強い経済」の実現>

1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域のに関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

<食の安全、知的財産>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

農政新時代

<農林水産業>

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供

○ J E T R O、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やT P P情報のポータルサイトの設置、T P Pを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

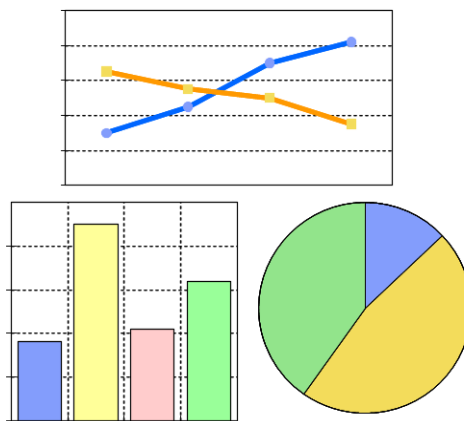
基礎的情報提供



経済連携協定(EPA)になじみのない事業者等に対して情報提供を行う。

- 説明会の開催
- ポータルサイトの設置 等

活用フェーズの情報提供



TPPを活用しようとする事業者に対して、具体的ビジネス展開や関税メリットについての情報提供を行う。

- TPPを活用したビジネス展開の手引き書の作成 等

原産地規則に係る情報提供・ 証明書作成支援



TPPを利用して輸出する中堅・中小企業等に対し、原産地証明書の作成を支援する。

- 説明会の開催
- ガイドラインの整備 等

総合的なTPP関連政策大綱

TPP原産地証明制度普及・啓発事業

平成27年度補正予算額 **4.8億円**

通商政策局 経済連携課
03-3501-1590
貿易経済協力局 原産地証明室
03-3501-0539

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国がこれまで締結したEPAにおいては、特惠税率の申請を行う際に必要となる原産地証明について、指定発給機関（日本では日本商工会議所を指定）が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」が採用されてきましたが、TPP協定においては、事業者自らが輸出産品の原産性を確認して原産地証明書を作成する「自己証明制度」が採用されます。
- 現在、我が国の貿易総額の約3割(約45.3兆円)を占めているTPP加盟国への輸出が容易になるよう、発効までに、輸出者及び将来の輸出可能性のある事業者に向けて、自己証明制度に関する普及啓発を行います。
- 具体的には、原産地証明書を作成するに当たって必須となる原産地規則に係る理解を深める機会を、TPPによって海外に販路を拡大しようとする中小事業者等に対しきめ細かく提供するため、
 - ①ガイドライン・マニュアルの作成及び関連教材の整備
 - ②事業者向けセミナー及び専門家育成研修の実施
 - ③相談窓口等の設置等の情報提供・相談体制を構築します。

成果目標

- TPP発効に先立ち、原産地規則・証明制度に関する情報提供・相談体制を構築し、自己証明制度の利用者を増やします。
- 相談窓口利用者及びセミナー参加者の満足度100%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間団体等

事業イメージ

輸出者等

民間団体等

①ガイドライン・マニュアルの作成及び関連教材の整備

事業者が証明書を適切に作成できる支援ツールを提供

- ・既存のEPAを使用している事業者等と交え、ユーザーに分かり易い解説書（原産地規則に関するガイドライン・原産地証明書作成マニュアル）等を作成。
- ・必要な情報を入力することで原産地証明書が作成できる支援ソフトを構築。

②事業者向けセミナー及び専門家育成研修の実施

事業者に対するきめ細かな普及啓発と専門家の育成を実施

- ・原産地規則・証明制度について、輸出者及び輸出者となる可能性のある中小企業等も含め、きめ細かな対応を行うため、小規模セミナーを全国各地で実施。
- ・事業者がTPPの原産地規則・証明制度について相談できる専門家を育成。

③相談窓口等の設置

個別相談にも全都道府県で対応

- ・全国主要都市に常設相談窓口を設置。
- ・常設相談窓口の設置のない都市にはTV会議システムを設置することで相談できる体制を整備。

TPP
特惠税率
での輸出

総合的なTPP関連政策大綱

中堅・中小企業のための相談体制の整備

- T P P の内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。

相談窓口の設置・連携

- T P P の内容や活用方法（原産地規則に関する内容を含む）に関する相談に対応。
- 各地の支援機関と連携を図り、全国の中堅・中小企業に対してきめ細かに相談に応じる体制を整備。

JETRO

商工会議所

全国の中堅・中小企業による
T P P のメリットを最大限活用した事
業展開を後押し

経済産業省
(地方経済産業局)

商工会連合会
(商工会)

中小企業
基盤整備機構

よろず支援拠点

等



- 税関でも体制を整備し、原産地規則に関する輸出入者からの照会に迅速・適切に対応。

総合的なTPP関連政策大綱

<中小機構>

地域本部等	相談窓口 (担当課)	電話番号
北海道本部	経営支援部経営支援課	011-210-7471
東北本部	経営支援部経営支援課	022-716-1751
関東本部	販路開拓部国際化支援課	03-3433-1087
中部本部	経営支援部経営支援課	052-220-0516
北陸本部	経営支援部経営支援課	076-223-5546
近畿本部	販路開拓部国際化支援課	06-6264-8624
中国本部	経営支援部国際化支援課	082-502-6555
四国本部	経営支援部経営支援課	087-811-1752
九州本部	地域経済活性化推進部 国際化支援課	092-263-1535
沖縄事務所		098-859-7566

<経済産業局>

経済産業局等	相談窓口 (担当課)	電話番号
北海道経済産業局	総務企画部国際課	011-709-1800
東北経済産業局	産業部国際課	022-221-4907
関東経済産業局	産業部国際課	048-600-0262
中部経済産業局	地域経済部国際課	052-951-4091
近畿経済産業局	通商部国際課	06-6966-6031
中国経済産業局	産業部国際課	082-224-5659
四国経済産業局	産業部国際課	087-811-8525
九州経済産業局	国際部国際課	092-482-5424
沖縄総合事務局	経済産業部商務通商課	098-866-1731

<JETRO>

相談窓口	電話番号
本部 (東京)	03-3582-5651
大阪本部	06-4705-8606
北海道	011-261-7434
青森	017-734-2575
盛岡	019-651-2359
仙台	022-223-7484
秋田	018-865-8062
山形	023-622-8225
福島	024-947-9800
茨城	029-300-2337
栃木	028-670-2366
関東	03-3582-4953
千葉	043-271-4100
横浜	045-222-3901

相談窓口	電話番号
新潟	025-284-6991
富山	076-444-7901
金沢	076-268-9601
福井	0776-33-1661
山梨	055-220-2324
長野	026-227-6080
諏訪	0266-52-3442
岐阜	058-271-4910
静岡	054-352-8643
浜松	053-450-1021
名古屋	052-589-6210
三重	059-228-2647
京都	075-325-5703
神戸	078-231-3081

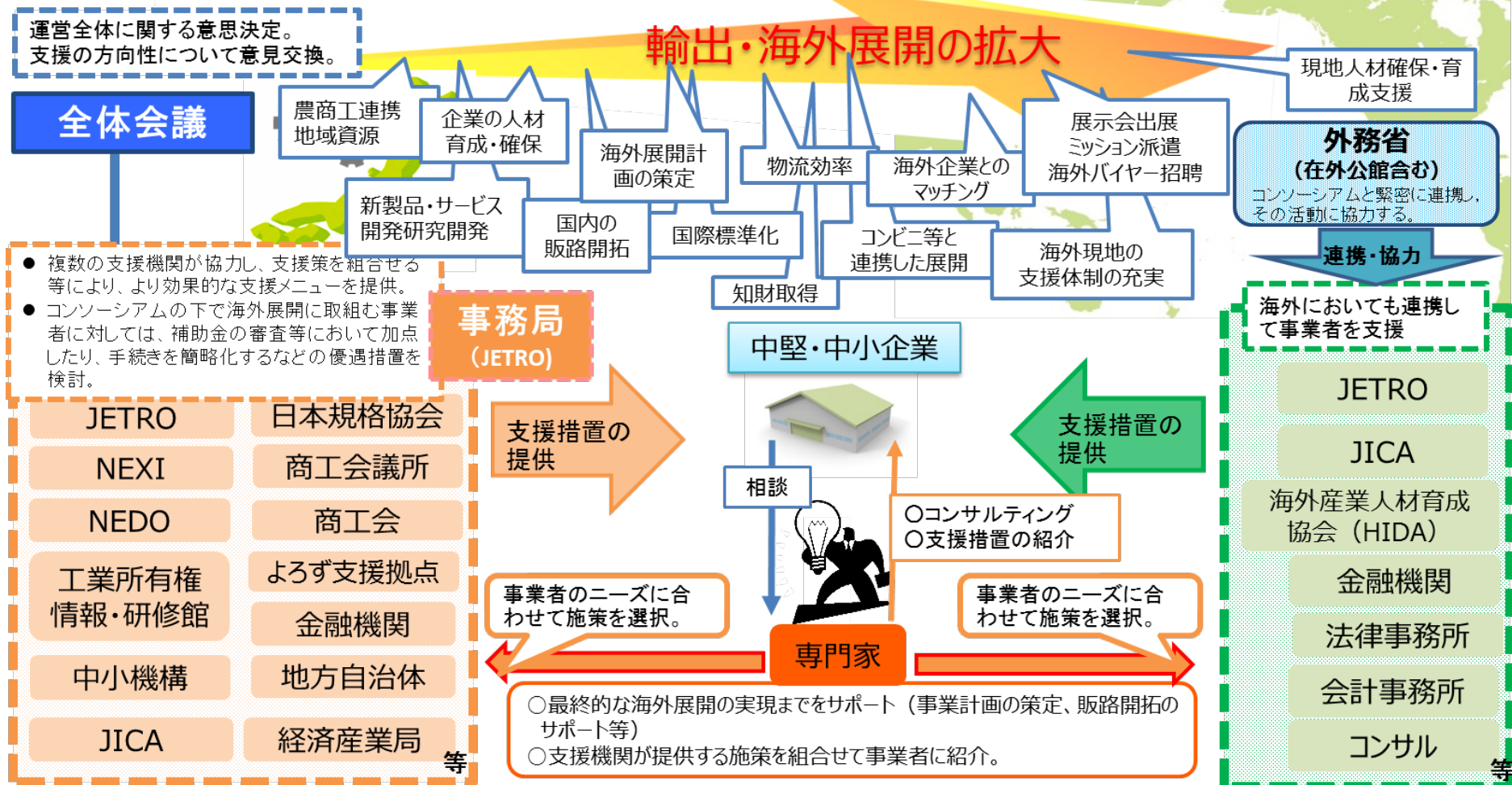
相談窓口	電話番号
鳥取	0857-52-4335
松江	0852-27-3121
岡山	086-224-0853
広島	082-535-2511
山口	083-231-5022
徳島	088-657-6130
香川	087-851-9407
愛媛	089-952-0015
高知	088-823-1320
福岡	092-741-8783
北九州	093-541-6577
佐賀	0952-28-9220
長崎	095-823-7704
熊本	096-354-4211
大分	097-592-4081
宮崎	0985-61-4260
鹿児島	099-226-9156
沖縄	098-859-7002

総合的なTPP関連政策大綱

新輸出大国コンソーシアム

- JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。
- 海外展開を図る中堅・中小企業に対して、専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで、様々な段階に応じて、場合によっては、複数の機関が連携して単一の支援機関では提供できないような支援策を提供するなど、総合的な支援を可能とする体制を構築する。

輸出・海外展開の拡大



詳細についてはホームページも御参照ください。



●経済産業省におけるTPP関連情報(経済産業省HP)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/tpp.html

- 工業製品関税(経済産業省関連分)に関する合意結果や、説明会での配付資料などを掲載しております。

政策について ▶ 政策一覧 ▶ 対外経済 ▶ 通商政策 ▶ TPP (環太平洋パートナーシップ)

印刷

TPP (環太平洋パートナーシップ)

2015年10月5日、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉が大筋合意に達し、2016年2月4日、協定への署名が行われました。中堅・中小企業をはじめとする我が国企業が、TPPを活用して海外での市場開拓を進め、我が国の経済再生と地方創生の推進を実現すべく、経済産業省では今後TPP活用促進に向けた支援を行う考えです。このページではTPP関連情報を掲載致します。

TPPの概要や合意の内容に関する資料

- TPPについて<最新版> (PDF形式: 2,829KB)
- 環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)における工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大筋合意結果 (PDF形式: 396KB)
- TPPの大筋合意における相手国の工業製品(経産省関連)に関する合意の詳細 (PDF形式: 1,916KB)
- TPPの大筋合意における我が国の工業製品(経産省関連)に関する合意の詳細 (PDF形式: 1,035KB)
- TPP協定を活用した中堅・中小企業等の市場開拓について (PDF形式: 648KB)
- 環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要<最新版> (PDF形式: 3,110KB)
- TPP協定の条文等に関する資料(内閣官房HP)

経済産業省TPP対策推進本部

平成27年10月15日	第1回	● 第1回議事要旨	● 第1回配布資料
平成27年12月18日	第2回	● 第2回議事要旨	● 第2回配布資料

●TPP政府対策本部HP(条文等)(内閣官房HP)

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>